

契約に関するガイドラインの改正について

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">契約に関するガイドライン - P F I 事業契約における留意事項について -</p> <p>目次 略</p> <p>まえがき</p> <p>本「契約に関するガイドライン－P F I 事業契約における留意事項について－」（以下「ガイドライン」という。）は、国が <u>P F I 法第 1 0 条第 1 項</u> に定める事業契約、直接協定、及び基本協定の締結にかかる検討を行う上での実務上の指針の一つとして、現在までに公表されている我が国の P F I 事業契約等の規定内容などを踏まえ、多くの P F I 事業契約において規定が置かれることが想定される事項ごとに、主たる規定の概要、趣旨、適用法令及び留意点等を解説したものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 2 4 年 3 月 2 7 日閣議決定）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I</p>	<p style="text-align: center;">契約に関するガイドライン - P F I 事業契約における留意事項について -</p> <p>目次 略</p> <p>まえがき</p> <p>本「契約に関するガイドライン－P F I 事業契約における留意事項について－」（以下「ガイドライン」という。）は、国が <u>P F I 法第 5 条第 2 項第 5 号</u> に定める事業契約、直接協定、及び基本協定の締結にかかる検討を行う上での実務上の指針の一つとして、現在までに公表されている我が国の P F I 事業契約等の規定内容などを踏まえ、多くの P F I 事業契約において規定が置かれることが想定される事項ごとに、主たる規定の概要、趣旨、適用法令及び留意点等を解説したものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（<u>平成 2 5 年 9 月 日閣議決定</u>）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F</p>

事業においても参考となりうるものである。(以下、略)

1 PFI事業契約

・選定事業者は選定事業にかかる施設の設計、建設工事、維持・管理及び運営の業務並びにかかる資金調達を行うことにより管理者等の要求する水準の公共サービスを管理者等に対し提供する義務を負い、管理者等は選定事業者に対し提供される公共サービスの対価を支払う義務を負うことなどを規定する、管理者等と選定事業者との間で結ばれる契約。なお、PFI法第10条第1項及び基本方針においては、「事業契約」とされている。

2～9 略

(契約関係の例) 略

1. 事業全体にかかる事項

1. 概要

略

2. PFI事業契約書作成に関する法令等上の留意点

・PFI法第10条第1項においては、「選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十条の三の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第十条の九第一項に規定する公共施設等運営権実施契約

I事業においても参考となりうるものである。(以下、略)

1 PFI事業契約

・選定事業者は選定事業にかかる施設の設計、建設工事、維持・管理及び運営の業務並びにかかる資金調達を行うことにより管理者等の要求する水準の公共サービスを管理者等に対し提供する義務を負い、管理者等は選定事業者に対し提供される公共サービスの対価を支払う義務を負うことなどを規定する、管理者等と選定事業者との間で結ばれる契約。なお、PFI法第5条第2項第5号及び基本方針においては、「事業契約」とされている。

2～9 略

(契約関係の例) 略

1. 事業全体にかかる事項

1. 概要

略

2. PFI事業契約書作成に関する法令等上の留意点

・PFI法第14条第1項においては、「選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約を

をいう。)。次項において同じ。)に従って実施されるものとする。」と規定されている。また、基本方針においては、「公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須であり(契約主義)」(基本方針前文)と定められている。

- ・会計法においては、契約担当官等は、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成するものと規定されている(会計法第29条の8第1項及び予決令第100条)。
- ・また、管理者等がPFI事業契約につき契約書を作成する場合には、会計法の定めに従い、契約担当官等が選定事業者とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない(会計法第29条の8第2項) 1。

1 地方公共団体が管理者等となる場合は、地方自治法第234条第5項に同様の規定がある。

1-1・1-2 略

1-3 契約期間

1. 概要¹

- ・契約期間について、始期は、契約締結日であり、その日からその効力を生じることとし、終期は、特定の年月日、又は施設の供用開始から一定期間を経過した日である旨規定される。

をいう。)。次項において同じ。)に従って実施されるものとする。」と規定されている。また、基本方針においては、「公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須であり(契約主義)」(基本方針前文)と定められている。

- ・会計法においては、契約担当官等は、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成するものと規定されている(会計法第29条の8第1項及び予決令第100条)。
- ・また、管理者等がPFI事業契約につき契約書を作成する場合には、会計法の定めに従い、契約担当官等が選定事業者とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない(会計法第29条の8第2項) 1。

1 地方公共団体が管理者等となる場合は、地方自治法第234条第5項に同様の規定がある。

1-1・1-2 略

1-3 契約期間

1. 概要¹

- ・契約期間について、始期は、契約締結日であり、その日からその効力を生じることとし、終期は、特定の年月日、又は施設の供用開始から一定期間を経過した日である旨規定される。

2. 関係法令の規定 略

1 地方公共団体のPFI事業契約の締結にあたっては、契約の予定価格の金額のうち、公共施設等の買入れ又は借入れに相当する金額が、都道府県については5億円、指定都市については3億円、指定都市を除く市については1億5千万円、町村については5千万円を超える際には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない（[PFI法第9条](#)及びPFI法施行令第3条）。

1-4 事業日程

略

1-5 事業概要

1. 概要

略

2. 事業内容の詳細

略

3. 関係法令の規定

・支払遅延防止法においては、「給付の内容」が政府契約の必要的内容事

2. 関係法令の規定 略

1 地方公共団体のPFI事業契約の締結にあたっては、契約の予定価格の金額のうち、公共施設等の買入れ又は借入れに相当する金額が、都道府県については5億円、指定都市については3億円、指定都市を除く市については1億5千万円、町村については5千万円を超える際には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない([PFI法第12条](#)及びPFI法施行令第3条)。

1-4 事業日程

略

1-5 事業概要

1. 概要

略

2. 事業内容の詳細

略

3. 関係法令の規定

・支払遅延防止法においては、「給付の内容」が政府契約の必要的内容事

項の一つと規定されている（支払遅延防止法第4条）。

- ・ P F I 法においては、選定された民間事業者が行う事業は、P F I 法第10条第1項に規定する「事業契約」において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等であることから、選定事業者が行う選定事業の内容等を P F I 事業契約等において特定する必要がある（P F I 法第7条第2項）。

1-6・1-7 略

1-8 国有地の貸付け

1. 概要
略

2. 土地の貸付契約¹
略

3. 土地の使用に関する関連法令

(1) 国有地の使用の対価

- ・ P F I 法第12条の規定により、管理者等たる国が必要であると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有地を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる²。このため、P F I 事業契約と別途に管理者等と選定事業者との間で国有地を無償又は時価より低

項の一つと規定されている（支払遅延防止法第4条）。

- ・ P F I 法においては、選定された民間事業者が行う事業は、P F I 法第14条第1項に規定する「事業契約」において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等であることから、選定事業者が行う選定事業の内容等を P F I 事業契約等において特定する必要がある（P F I 法第8条第2項）。

1-6・1-7 略

1-8 国有地の貸付け

1. 概要
略

2. 土地の貸付契約¹
略

3. 土地の使用に関する関連法令

(1) 国有地の使用の対価

- ・ P F I 法第71条の規定により、管理者等たる国が必要であると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有地を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる²。このため、P F I 事業契約と別途に管理者等と選定事業者との間で国有地を無償又は時価より低

<p>い対価で選定事業者に貸し付ける契約を締結した場合、P F I 事業契約が解除に至ったときには、選定事業者はその地位を失うことからこの貸付契約は解除となる。</p> <p>(2) 行政財産である土地の貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政財産については、国有財産法により私権の設定等が制限されているが、<u>P F I 法第 1 1 条の 2</u>の規定により、管理者等が必要があると認める場合、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、選定事業者に対し貸し付けることができる（他の法律に特別の定めがある場合を除く）。 <p>(3)・(4) 略</p> <p>1-9・1-10 略</p> <p>2. 施設の設計、及び建設工事にかかる事項</p> <p>略</p> <p>3. 施設の維持・管理、運営にかかる事項</p>	<p>い対価で選定事業者に貸し付ける契約を締結した場合、P F I 事業契約が解除に至ったときには、選定事業者はその地位を失うことからこの貸付契約は解除となる。</p> <p>(2) 行政財産である土地の貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政財産については、国有財産法により私権の設定等が制限されているが、<u>P F I 法第 6 9 条</u>の規定により、管理者等が必要があると認める場合、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、選定事業者に対し貸し付けることができる（他の法律に特別の定めがある場合を除く）。 <p>(3)・(4) 略</p> <p>1-9・1-10 略</p> <p>2. 施設の設計、及び建設工事にかかる事項</p> <p>略</p> <p>3. 施設の維持・管理、運営にかかる事項</p>
--	---

略	略
4. 「サービス対価」の支払等	4. 「サービス対価」の支払等
略	略
5. 契約の終了	5. 契約の終了
略	略
6. その他事項	6. その他事項
6-1 選定事業者の権利義務の処分	6-1 選定事業者の権利義務の処分
1. 概要	1. 概要
略	略
2. 選定事業者の権利義務等の譲渡	2. 選定事業者の権利義務等の譲渡
・選定事業者とは、 <u>P F I 法第7条第1項</u> の規定により選定事業を実施する者として選定された者であることから（P F I 法第2条第5項）、P F I 事業契約上の権利義務を選定事業者から譲渡された第三者が新たな選定事業者として選定事業を実施するためには、管理者等により当該	・選定事業者とは、 <u>P F I 法第8条第1項</u> の規定により選定事業を実施する者として選定された者であることから（P F I 法第2条第5項）、P F I 事業契約上の権利義務を選定事業者から譲渡された第三者が新たな選定事業者として選定事業を実施するためには、管理者等により当該

<p>第三者が選定事業者として選定されることが不可欠となる。このため、選定事業者によるPFI事業契約上の権利義務の譲渡については、あらかじめ管理者等の承諾を得なければならない旨規定される。</p> <p>(以下、略)</p> <p>6-2～6-9 略</p> <p>別紙 「基本協定」 略</p>	<p>第三者が選定事業者として選定されることが不可欠となる。このため、選定事業者によるPFI事業契約上の権利義務の譲渡については、あらかじめ管理者等の承諾を得なければならない旨規定される。</p> <p>(以下、略)</p> <p>6-2～6-9 略</p> <p>別紙 「基本協定」 略</p> <p>附 則 本ガイドラインは、平成25年9月 日から施行する。</p>
--	---